

## 地質調査業務委託仕様書（案）

- 1 業務委託名：平成 28 年度 亘理町本庁舎・保健福祉センター建設実施設計業務委託
- 2 場 所：亘理町字悠里 1 番地
- 3 主 要 用 途：庁舎・保健福祉センター
- 4 地盤調査の目的および概要

新庁舎・保健福祉センター建設地において、当該敷地の地盤構成を探り、建築構造物の設計・施工（免震装置導入検討を含む。）に必要な資料を得るとともに、地震時における地盤の振動性状を推察し、設計の基礎資料とするため、次の内容の調査を実施し、調査結果を考察の上、取りまとめるものとする。

### 5 業務の内容

#### (1) 地質調査業務

業 務 内 容 の 項 目
地 質 調 査
① 機械ボーリング 土質ボーリング 径 66mm 砂・砂質土 GL-10.0m×10 箇所程度
② 標準貫入試験 10 回×10 箇所程度
③ サンプルング（トリプルサンプルング）
室 内 試 験
土の粒度試験
解 析 等 調 査 業 務
① 資料整理まとめ
② 断面図等の作成
③ 総合解析とりまとめ
④ 液状化の予測・判定
⑤ 打合せ協議

#### 地質調査報告書目次 一覧

- ①調査概要
- ②調査方法： 機械ボーリング・標準貫入試験・室内土質試験・使用機器・参考文献
- ③地形・地質概要： 地形概要・地質概要
- ④調査結果： 調査仕様・地質区分・自然水位・標準貫入試験・室内土質試験
- ⑤考察： 地層断面図・地盤定数・液状化判定・支持地盤・基礎形式
- ⑥添付資料：ボーリング柱状図（ボーリングコア写真含む）・室内土質試験データシート  
現場作業写真・仮 BM 写真

## 6 業務方針

- (1) 調査位置は、現地確認のうえ監督員と協議し決定すること。また、各調査位置の標高・平面位置の測定は受託者が行うものとする。
- (2) 標準貫入試験の試験方法及び器具は、J I S A 1 2 1 9に準拠して行うものとする。
- (3) 試験中、可能な限り土質名とその深度及び地下水位について記録するものとする。
- (4) 試験中、目的の深度に達する前に礫などにあたって試験が不可能になった場合には、監督員と協議しなければならない。
- (5) 本仕様書に記載のないものについては、宮城県土木部共通仕様書 地質・土質調査業務を準用する。

## 7 安全管理

- (1) 受託者は、現場での作業に際して、業務関係者のみならず、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- (2) 現場作業中は、必要に応じて表示板等を設置すること。

## 8 業務の処理

- (1) 受託者は、関係法令に基づいて業務に必要な調査を行い、調査事項を監督員に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、関係法令に基づく諸官庁との協議を行ったときは遅滞なく監督員に協議結果を報告し、指示を受けなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗及び業務ごとに監督員に中間報告をして、その承認を得ること。
- (4) 町は、業務に必要な資料を受託者に提供する。
- (5) 業務内容及び調査結果については公表してはならない。

## 9 業務内容の疑義

受託者は、業務の内容に疑義が生じたときは、すみやかに監督員の指示を受けなければならない。

## 10 成果品等の提出

受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく次の図書等を提出しなければならない。

なお、必要に応じ追加するものとする。

- (1) 提出予定成果品名称

成 果 品
① 調査結果報告書 製本版 3部
② 土質標本 1式